

(概要) 商標法の規定に基づく告示案の対象となる国の紋章等の一覧

	国・国際機関	商標法告示
1	日本国	第4条第1項第5号 ^(※1)
2	カタール国	第4条第1項第2号
3	サウジアラビア王国	第4条第1項第2号
4	セーシェル共和国	第4条第1項第2号
5	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	第4条第1項第2号
6	欧州漁業管理機関	第4条第1項第3号
7	欧州食品安全機関	第4条第1項第3号
8	欧州投資銀行	第4条第1項第3号
9	欧州証券市場監督機構	第4条第1項第3号
10	国際移動通信衛星機構	第4条第1項第3号
11	インタースプートニク国際宇宙通信機構	第4条第1項第3号
12	単一破綻処理委員会	第4条第1項第3号
13	統一特許裁判所	第4条第1項第3号

(※1) その印章又は記号が用いられている商品又は役務に関する指定あり。